

「完勝だ!」 再び国と東電を断罪、 被害救済前進

「生業を返せ、地域を返せ!」 福島原発訴訟 仙台高裁で勝訴



生業訴訟 国と東電を断罪

9月30日、仙台高等裁判所(上田哲裁判長)において、生業訴訟の判決が言い渡され、一審の福島地裁を超える国と東電の責任を明確に認定した。裁判所前に駆け付けた原告からは歓喜の拍手が響いた。

国・東電の責任は同等と認定

仙台高裁は、東電を規制する立場の国が役割を果たさなかったと、国の責任を厳しく批判した。一審の裁判所に対する国の責任が東電の半分にとどまると判断したのに対し、二審は東電と同等に損害全体に責任を負うべきと結論づけた。

判決理由として、政府機関が二〇二〇年に公表した「長期評価」の信頼性を認定。国と東電は長期評価に基づく試算をすれば、遅くとも同年末の時点で海抜一〇mの敷地を超える津波の到達を予見できたかと判断した。

国は津波による重大事故の危険性を二〇〇六年までに認識したと指摘。津波対策を先送りした東電の対応を「不誠実」とし、国の姿勢を「東電の報告を唯々諾々と受け入れていた」と厳しく表現した。国の規制権限の不行使は遅くとも、同年末に許容限度を逸脱し「違法だったと認定。東電の対応について「新たな防災対策を極力回避したい」との思惑のみが目立つ」と厳しく批判した。

国の規制権限不行使が原発事故と因果関係と認定

一連の集団訴訟で国の責任を認めなかった一審判決の中には、津波の予見可能性は認めながらも「対策を取っても事故を防げなかった可能性がある。国が東電に対策を命じなかったことが合理性を欠く」とはいえない」との判断もあった。

▶原告弁護士事務局長 馬奈木徹太郎弁護士



▶原告団長中島孝さん



須賀川農民連 樽川和也さんの判決後の発言

今日の判決で心のモヤモヤが晴れました。原発事故から10年間、汚染された大地に種を蒔き、野菜を育て、放射能が検出されないか心配しながら、ようやく判決が出された。でも汚染された大地は元に戻ることはない。これはお金の問題ではないんです。汚染された大地で、日の出から日の沈むまで働いてきた。国と東電は原発事故の責任を取らずにきたが、私はこういうことが許される国であってはならないとずっと思ってきた。

今でも原発の再稼働は進んでいる。福島の廃炉だけでも莫大な費用がかかり、被災者もそれを負担している。私は二度と同じような事故が起きないように、後世に原発を残さないよう訴えていきたい。

仙台高裁判決の骨子

- ◆東電は2002年末までには、政府の地震調査研究推進本部が公表した地震予測「長期評価」に基づき、福島第一原発の敷地高さを越える津波の到来を予見できた。国も東電も同じ予見を認識しており、同様に予見できた。
- ◆東電の「長期評価」に接した際の行動は、新たな防災対策を極力回避したいとの思惑が目立ち、事故の回避義務違反の程度は決して軽微ではない。
- ◆国は遅くとも2006年末までには、東電に防潮堤の設置などにつながる技術基準適合権限を行使すべきだった。

これに対し今回の判決は、東電に対する経済産業大臣の規制権限の不行使を違法とし、規制権限不行使と原発事故には因果関係があるとまで踏み込んだ。

「中間指針」を超える賠償を勝ち取る
損害賠償では、国の賠償基準「中間指針」を超える範囲と金額を認めた。一審では賠償の対象外だった会津地域や栃木県那須町、宮城県丸森町に当時住んでいた原告にも賠償を命じ、同種の訴訟で初めて救済対象に含めた。このほか、旧居住制限区域、帰還困難区域、自主的避難区域の増額も認めた。茨城県など一部の原告の賠償請求は退けた。

判決を受け早期解決を求める

原告団・弁護士は、国及び東京電力に対し、本判決により法的責任を断罪する司法判断が再び示されたことを真摯に受け止めた上で、以下のように要求する。

- ① 上告を断念すること
- ② 二度と原発事故の惨禍を繰り返すことのないよう、事故惹起についての責任を自ら認め謝罪すること
- ③ 中間指針等に基づく賠償を見直し、強制避難、区域外(自主的)避難、滞在者など全ての被害者に対して、被害の実態に応じた十分な賠償を行うこと
- ④ 被害者の生活・生業の再建、地域環境の回復及び健康被害予防等の施策を速やかに具体化し実施すること
- ⑤ 事後の賠償では回復することができない被害が生じる原発を即時稼働停止し、廃炉とすることを強く求める。

農民連フラッシュ flash

古新聞でエコバッグ作り

9月9日女性部世話人会の中で古新聞を使ったエコバッグ作りを行いました。古新聞、はさみ、のりがあれば簡単に作れます。形が見えてくると「絵柄が素敵」とか「表と裏が反対のほうが良かった…」などと感想が出て、コツをつかんだら何個も作ってみたいと思うエコバッグができてきました。野菜や果物をおすそわけする時にピッタリですよ!



家族農林漁業プラットフォーム ふくしま浜通り設立準備会

9月12日、相馬市内で、「家族農林漁業プラットフォーム ふくしま浜通り」の設立準備会が開催されました。家族農林漁業プラットフォームジャパン代表の村上真平さんから「プラットフォームのビジョン」を紹介していただきました。参加者は多彩で、市民農園運営者、6次化支援企業、デザインで地域貢献、地域で子育て支援運営、有機農家が集まり、プラットフォームへの期待が語られました。



太陽光発電用地をお貸いいただける方を募集しています。

- ① 約1000~2000㎡の遊休地
- ② 日当たりがよい
- ③ 宅地、雑種地、林地、原野などの地目の土地
- ④ 賃貸条件:100円/坪(年)

ご連絡いただければ、現地を確認させていただきます。



【連絡先】福島農民連産直農業協同組合 担当:佐々木健洋
Tel.024-546-7229 fax 024-546-8804
メールアドレス:stake@vmail.plala.or.jp